

# 第14期 定時株主総会招集ご通知

## 決議事項

**第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

**第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

## 議決権行使期限

2024年11月25日（月曜日）午後6時まで

## 日時

2024年11月26日（火曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時30分）

## 場所

東京都品川区北品川四丁目7番36号  
東京マリオットホテル地下1階  
[アイリス/カメラア]

株主各位

証券コード 3647  
(発送日) 2024年11月11日  
(電子提供措置の開始日) 2024年11月1日

東京都品川区東品川二丁目3番14号  
株式会社ジー・スリーホールディングス  
代表取締役 山之内督宗

## 第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.g3holdings.com/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「株主総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3647/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ジー・スリーホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3647」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、書面又はインターネットにより議決権を行使される場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2024年11月25日(月曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

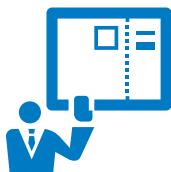
## 記

1 日 時	2024年11月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都品川区北品川四丁目7番36号 東京マリオットホテル地下1階 「アイリス/カメラア」
3 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <p>1. 第14期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第14期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件</p> <p>第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</p>
4 議決権の行使等についてのご案内	3頁～4頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。
5 電子提供措置事項に関する事項	<p>（1）電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただきました株主様に対して交付する書面に記載しておりません。従って書面交付請求をいただきました株主様に対して交付する書面は、会計監査報告及び監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象書類の一部であります。</p> <p>①事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「新株予約権の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」</p> <p>②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」</p> <p>③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」</p> <p>（2）ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。</p>

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年11月26日(火曜日)  
午前10時 (受付開始9時30分)



### 書面で議決権を行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年11月25日(月曜日)  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使  
期限

2024年11月25日(月曜日)  
午後6時完了分まで

書面及びインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

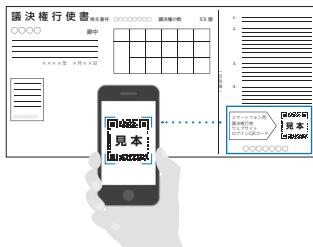
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

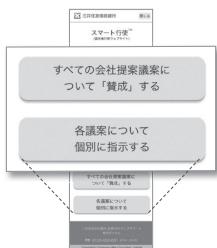
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（4名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。また、取締役西村浩氏及び森本耕司氏は、2024年9月17日付けで辞任により退任しております。これに伴い、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社グループにおける地位及び担当等	
1	やまもと ひでき 山元 秀樹	取締役	再任
2	やまのうち まさとし 山之内 督宗	代表取締役常務 株式会社ジー・スリーファクトリー 代表取締役 日本グリーン油田開発株式会社 代表取締役	再任
3	たかはし りょうま 高橋 龍馬	管理本部経営管理部長 日本グリーン油田開発株式会社 取締役	新任
4	はしもと まきお 橋本 真樹夫	常勤監査等委員である社外取締役	新任
5	まつなが やすひろ 松永 泰裕	社外取締役	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	やまもと ひでき 山元 秀樹 (1953年7月11日生)	1996年2月 株式会社ネクサス 入社 財務部長 2000年9月 同社 常務取締役 経営戦略本部 財務統括 経営企画 公開準備室担当 2003年6月 同社 取締役常務執行役員兼財務最高責任者 2005年6月 SBIリアルマーケティング株式会社 代表取締役 2007年9月 株式会社オーバービュー 代表取締役(現任) 2012年7月 株式会社ジェヌインR&D 取締役(現任) 2012年7月 カンサイ建装工業株式会社 監査役(現任) 2016年2月 オーバービューコンサルティング株式会社 代表取締役 2017年3月 Nexus Bank株式会社 取締役 2022年11月 当社 取締役(現任)		一株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、主に財務・新規事業担当取締役として、リスク管理及びコンプライアンスの視点から、財務面、経営管理及び事業構築のサポートを担うと共に、太陽光及び蓄電池ビジネスの知見に基づいた既存事業の推進と、新規事業創出を行っております。当社の事業の再構築において主導的な役割を担っていることから、引き続き、グループ全体の業務執行及び事業構築の推進を担うことで、企業価値の更なる向上を期待できることから、取締役候補者としての選任をお願いするものです。				
2	やまのうち まさとし 山之内 督宗 (1975年8月15日生)	1999年4月 ブックオフコーポレーション株式会社 入社 2004年11月 株式会社横尾材木店 入社 2006年6月 日本省力機械株式会社 入社 2013年6月 MISAWA-HABITA株式会社(現HABITA-CRAFT株式会社) 入社 2013年9月 同社 取締役総務部長 2016年3月 株式会社山之内ゴウシャ 入社 経営企画室長 2020年11月 株式会社アーク・システム 入社 2022年5月 当社 入社 2022年11月 当社 取締役管理部長 2023年11月 当社 常務取締役管理本部長 2024年9月 当社 代表取締役常務(現任) 2024年9月 株式会社ジー・スリーファクトリー 代表取締役(現任) 2024年9月 日本グリーン油田開発株式会社 代表取締役(現任)		5,000株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、管理部門及び経営企画部門における豊富な業務経験を有しており、常務取締役管理本部長(事業年度末日以降、2024年9月13日付けで代表取締役常務)として、内部管理体制の構築の推進と、新規事業確立のためのサポート業務に取り組んでおります。新規事業の創出、経営企画部門及び子会社管理を担うことで、当社の事業拡大及び企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き、取締役候補者として選任をお願いするものです。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
3	たかはし りょうま 高橋 龍馬 (1976年11月16日生)	2000年12月 有限会社ラビットスタジオ 2006年6月 株式会社アールツーマーケティング 入社 2009年9月 株式会社アルファクス・フード・システム 入社 2020年11月 株式会社イントランス 入社 2022年10月 当社 入社 2023年11月 当社 管理本部経営管理部長 (現任) 2024年7月 日本グリーン油田開発株式会社 監査役 2024年9月 日本グリーン油田開発株式会社 取締役 (現任)		一株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、管理部門における豊富な業務経験を有しており、当社管理本部経営管理部長として、IR領域、コーポレートガバナンス体制の維持・強化に関する業務等に取り組んでおります。当社グループ全体の業務執行体制及び内部管理体制構築の推進役として、経営及び企業価値向上への貢献が期待できることから、新たな取締役候補者として選任をお願いするものです。				
4	はしもと まきお 橋本 真樹夫 (1962年11月15日生)	1986年4月 太平洋証券株式会社 (現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 1993年11月 株式会社守谷商会 入社 1996年8月 有限会社グリーンランド 設立 代表取締役 2008年4月 日本アジア証券株式会社 (現アイザワ証券株式会社) 入社 2016年10月 同社 引受部部长 2018年7月 同社 本店営業部コーポレートグループ部長 2021年9月 日本信用情報サービス株式会社 顧問 2022年1月 DHD株式会社 設立 代表取締役 (現任) 2022年11月 当社常勤監査等委員である社外取締役 (現任) 2023年5月 一般社団法人ウィーン国際音楽文化協会 理事 (現任) 2024年8月 株式会社ラックランド 監査等委員である社外取締役 (現任)		一株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、当社の常勤監査等委員である社外取締役として、日常的なモニタリングによるリスクの把握と管理、監督を行うことで当社の内部管理体制の構築及び維持に取り組んでおります。証券会社における長年の経験と実績を有しており、既存事業の推進と、新規事業創出において、コーポレートガバナンスの視点に基づいた業務執行及び事業構築の推進役としての貢献が期待できることから、新たな取締役候補者として選任をお願いするものです。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	まつなが やすひろ 松永 泰裕 (1972年12月19日生)	1995年4月 東京国税局 入局 2000年7月 東京国税局 査察部 2005年7月 証券取引等監視委員会 特別調査課 2008年7月 東京国税局 査察部 2017年6月 税理士登録 2019年7月 税理士法人けやき 社員税理士 2020年6月 合同会社ビズサポート 代表社員(現任) 2022年11月 当社 社外取締役(現任) 2023年7月 松永泰裕税理士事務所 代表(現任)	21,000株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 同氏は、過去に社外取締役になること以外の方法で、直接会社経営に関与した経験はありませんが、東京国税局及び証券取引等監視委員会(特別調査課)における豊富な経験と、税理士としての専門的な知見を有しており、取締役会及び経営会議に上程された議案に対し、社外取締役としての客観的・中立的な立場から、専門的見地に立った助言を行うなど、当社の経営状況を客観的に判断し適切に監督しております。当社のコーポレートガバナンスの強化、内部統制システムの構築及び運用並びに業務執行に対する適切な助言と監督が期待されるため、引き続き、社外取締役候補者としての選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松永泰裕氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役候補者橋本真樹夫氏、社外取締役候補者松永泰裕氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、社外取締役候補者松永泰裕氏の選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、社外取締役候補者松永泰裕氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 松永泰裕氏の社外取締役としての就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社が保険料の全額を負担し締結しております。当社及び当社子会社の取締役(監査等委員を含む)、執行役員及び管理職従業員を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び争訟費用等を填補いたします。2024年10月に同様の内容で契約を更新しております(次回更新時においても、同内容での更新を予定しております)

す)。各候補者の選任が承認され取締役就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の決定にあたっての方針と手続

当社は、社会の基盤作りを担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の監督と執行の分離を進め、外部の視点を含めた健全性・透明性の高い監督の実現と、業務執行の効率性・機動性の向上を目指しております。

この実現に向け、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）として、当社の業務執行に関する豊富な経験と経営者としての視点を持ちつつ、当社経営の根幹に携わる人物を提案しております。

また、大阪地検特捜部に逮捕・起訴された西村浩氏は、現時点においても当社の主要株主（筆頭株主）であるところ、当社のコーポレート・ガバナンスや内部管理体制の健全性を維持するためには、同氏の影響力が及ぶ者が当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）となることは避けるべきであるという方針であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の指名にあたっては、独立役員である社外取締役監査等委員を中心とした指名委員会（ただし、会社法第2条第12号に定める指名委員会とは異なる当社任意機関の通称として用いております）により候補者を指名し、取締役会において決定しております。

指名委員会は、慎重な審議・検討を行いました結果、すべての候補者は適任であると判断し指名しております。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者全員は、西村浩氏の意向を受けて候補者となったと誤解されることを避けるため、当社が西村浩氏に求めている同氏が保有する株式の議決権行使について当社監査等委員会が指名する者へ委任することに係る委任状提出を条件として就任承諾をしております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、これに伴い監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当等			
1	かわさき しゅういち 川崎 修一	監査等委員である取締役 コンプライアンス担当役員	再任	社外	独立
2	よこやま ともゆき 横山 友之	監査等委員である取締役	再任	社外	独立
3	こうの よしたか 河野 芳隆		新任	社外	独立

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	かわさき しゅういち 川崎 修一 (1973年1月18日生)	2004年10月 富岡法律特許事務所 入所 2008年1月 オーバル法律特許事務所 入所 2009年4月 愛知大学大学院法務研究科 准教授 2010年6月 株式会社クリップコーポレーション 社外監査役 2011年10月 川崎修一法律事務所(現 弁護士法人久屋総合法律事務所)代表弁護士(現任) 2014年11月 株式会社サンヨーハウジング名古屋(現株式会社AVANTIA) 社外監査役(現任) 2018年11月 当社 監査等委員である社外取締役(現任) 2022年4月 愛知大学大学院法務研究科 教授(現任) 2024年6月 株式会社SDSホールディングス 監査等委員である社外取締役(現任) 2024年6月 株式会社立飛ホールディングス 社外監査役(現任)		45,000株
2	よこやま ともゆき 横山 友之 (1975年6月5日生)	2002年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2006年12月 公認会計士登録 2007年4月 デロイトトーマツFAS株式会社(現デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社) 出向 2009年7月 横山経営会計事務所 設立 同代表者(現任) 2011年5月 ポケットカード株式会社 社外取締役 2015年7月 株式会社立飛ストラテジーラボ非常勤執行役員(現任) 2019年3月 光ビジネスフォーム株式会社 社外取締役(現任) 2021年7月 一般社団法人立飛教育文化振興会 理事長(現任) 2021年10月 一般社団法人オークネット財団 評議員(現任) 2022年3月 太洋物産株式会社 社外取締役(現任) 2022年4月 TRIBAWL株式会社 社外取締役(現任) 2022年5月 当社 監査等委員である社外取締役(現任) 2022年10月 株式会社BlueSeed 代表取締役(現任) 2023年5月 KAOPA株式会社 社外取締役(現任) 2024年8月 株式会社ラックランド 監査等委員である社外取締役(現任)		45,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	この よしたか 河野 芳隆 (1954年8月24日生)	1977年 4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 2000年 7月 AIG Japan Partners株式会社 代表取締役 2004年 4月 株式会社JBF Partners 代表取締役 2007年 4月 日本企業投資株式会社 代表取締役 2007年 6月 アビックス株式会社 取締役 2008年 9月 セパージュ株式会社 代表取締役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川崎修一氏、横山友之氏及び河野芳隆氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、川崎修一氏及び横山友之氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。川崎修一氏、横山友之氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、河野芳隆氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は川崎修一氏、横山友之氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、河野芳隆氏の選任が承認された場合、新たに独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で監査等委員を含むすべての取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしており、その保険料は当社が全額負担しております。すでに当該保険契約の被保険者となっている候補者については、就任後も引き続き被保険者となり、現在被保険者でない候補者については、取締役に就任した時点で、当該保険契約の被保険者に含まれます(次回更新時も、同内容での更新を予定しております)。
6. 監査等委員である社外取締役候補者の決定に当たっての方針と手続  
当社は、社会の基盤作りを担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の監督と執行の分離を進め、外部の視点を含めた健全性・透明性の高い監督の実現と、業務執行の効率性・機動性の向上を図ることを目指しております。
- この実現に向け、当社の監査等委員である取締役として、経営の監督及び監査をするにあたって豊富な経験を持つ人物を提案しております。
- また、大阪地検特捜部に逮捕・起訴された西村浩氏は、現時点においても当社の主要株主(筆頭株主)であるところ、当社のコーポレート・ガバナンスや内部管理体制の健全性を

維持するためには、同氏の影響力が及ぶ者が当社の監査等委員である取締役となることは避けるべきであるという方針であります。

監査等委員である取締役候補者の選定にあたっては、独立役員である社外取締役監査等委員を中心とした指名委員会（ただし、会社法第2条第12号に定める指名委員会とは異なる当社任意機関の通称として用いております）により候補者を指名し、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会において決定しております。指名委員会は、慎重に審議・検討を行った結果、すべての候補者は適任であると判断し、指名いたしました。

7. 候補者に関する特記事項は以下のとおりです。

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に期待される役割の概要

川崎修一氏は、弁護士資格を有する社外取締役監査等委員として、主に法務分野における専門的な知見に基づき、取締役会に対する積極的かつ的確な提言を行うなど、ガバナンス強化における管理・監督を行っております。複数の上場会社の監査役を歴任するなど豊富な経験と実績を有し、取締役会の議長を務めるなど、社外取締役（監査等委員）としての客観的な立場から、取締役の業務執行の監視や、ガバナンス強化を念頭に置いた内部管理体制の構築及び運用の改善において、職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏のこれまでの社外取締役監査等委員としての就任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。

横山友之氏は、公認会計士の資格を有する社外取締役監査等委員として、主に、財務及び会計分野における専門的な知見に基づき、取締役会に対する積極的かつ的確な発言により、当社グループのガバナンス強化、適確な意思決定のための提言を行っております。複数の上場会社において社外取締役や第三者委員会の委員を歴任するなど、豊富な経験と実績を有しており、社外取締役（監査等委員）としての客観的な立場から、取締役の業務執行の監視や、ガバナンス強化を念頭に置いた内部管理体制の構築及び運用の改善において、職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏のこれまでの社外取締役監査等委員としての就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年6ヶ月となります。

河野芳隆氏は、金融、投資分野における長い経験を有しており、ファイナンスに関する専門的な知見と、企業経営者としての豊富な実績及び高い見識に基づき、常勤の社外取締役（監査等委員）としての客観的な立場から日常的なモニタリングを実施することにより、当社監査体制の一層の強化と、業務執行の監視、有用な助言や提言が期待できるものと判断しております。

8. 監査等委員である取締役候補者全員は、西村浩氏の意向を受けて候補者となったと誤解されることを避けるため、当社が西村浩氏に求めている同氏が保有する株式の議決権行使について当社監査等委員会が指名する者へ委任することに係る委任状提出を条件として就任承諾をしております。

ご参考

本定時株主総会終了後の取締役スキル・マトリックス (予定)

	氏名	地位、担当等 (予定)	特に期待する知見・経験						
			企業経営	ガバナンス	営業・マーケティング	財務	IT・デジタル・テクノロジー	法務・リスクマネジメント	環境エネルギー
社内	山元 秀樹	代表取締役	●		●				●
	山之内 督宗	取締役経営企画室長			●				
	高橋 龍馬	取締役管理本部長				●		●	
	橋本 真樹夫	取締役		●	●				
社外	松永 泰裕	独立社外取締役		●		●		●	
	川崎 修一	独立社外取締役 (監査等委員)		●				●	
	横山 友之	独立社外取締役 (監査等委員)		●		●	●		
	河野 芳隆	独立社外取締役 (常勤監査等委員)	●	●	●				

以上

# 事業報告

(2023年9月1日から)  
(2024年8月31日まで)

## I. 企業集団の現況

### 1. 当連結会計年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善基調の下、緩やかな回復が期待されておりましたが、海外経済における不確実性の高まりがみられ、主要国の金融引き締め政策の長期化や、新興市場における成長鈍化などの外部環境の悪化が、わが国経済の成長を抑制するリスクとして認識されていました。加えて、物価上昇の加速や地政学リスクの高まりなど、様々な要因が絡み合い、その先行きについて不透明な状況が続いております。

当社グループが主要事業とする再生可能エネルギー業界におきましては、第28回気候変動枠組条約締約国会議（COP28）において、COP26で採択されたパリ協定の目標をさらに強化する採択がなされたことにより、気候変動対策の加速を図るものとなり、今後も国内を始め世界的にも再生可能エネルギー市場は順調に拡大していくものと期待されています。

このような事業環境のもと、当社グループは事業を通じて社会の様々な課題を解決し、企業として堅実な利益を生み出しながら、「ヒトとヒトとの繋がりを大事にし、志を持ち、人生に彩を。」を柱に、「つながりで人をゆたかに。社会をもっと活性化し続ける。」「世界を取り巻く社会・環境問題の解決と社会貢献を目指して。」というスローガンのもと、再生可能エネルギー事業を始めとする各種事業を展開しております。

当連結会計年度において展開した各事業の具体的な取組みは以下のとおりです。

- (i) 稼働中の太陽光発電所の仕入販売
- (ii) 太陽光発電所の運営による売電
- (iii) 太陽電池モジュール等の発電関連商材の仕入販売
- (iv) 太陽光発電所及び小水力発電所の運営管理業務の受託
- (v) 非常用ガスエンジン発電機及びマグネシウム電池の開発
- (vi) 健康食品及び基礎化粧品の仕入販売
- (vii) 感染予防のための消毒用噴霧器のOEM供給
- (viii) 菜種によるバイオ燃料及び化粧品原材料等の製造、販売

以上の結果、当連結会計年度における売上高は259百万円（前期比78.2%減）となりました。主な要因としては、当連結会計年度では、販売用不動産として保有している太陽光発電所が販売に至らず売上が計上されなかったためであります。

損益の状況については、特設注意市場銘柄（現：特別注意銘柄）の解除により販売費及び一般管理費の圧縮を実現したものの、販売用不動産が販売に至っていないことによる棚卸資産評価損の計上に加え、サステナブル事業における健康食品、基礎化粧品及び一般医療機器等の販売数量が減少したことなどから、営業損失は666百万円（前期は255百万円の損失）、経常損失は680百万円（前期は269百万円の損失）と営業損益、経常損益ともに損失の計上となりました。また、本社共用資産及びのれんを含むより大きな単位における収益性の評価の結果、本社共用資産及びのれんを含む一部の固定資産に減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は742百万円（前期は488百万円の損失）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント毎の経営成績は以下のとおりです。

#### （再生可能エネルギー事業）

再生可能エネルギー事業は、太陽光発電所の販売活動を継続しつつ、同発電所の売電収入等を計上していたものの、棚卸資産評価損の計上により売上高は142百万円（前期比83.9%減）、セグメント損失（営業損失）は360百万円（前期は10百万円の利益）となりました。

#### （新規エネルギー事業）

新規エネルギー事業は、主に非常用ガス発電機やマグネシウム電池等の商品化に向けた開発活動及び新規事業化に向けたシーズの探索を行いました。当連結会計年度において、引き続き費用が先行し、セグメント損失（営業損失）は5百万円（前期は13百万円の損失）となりました。

#### （サステナブル事業）

サステナブル事業は、健康食品、基礎化粧品及び一般医療機器等の仕入販売事業、ウイルス感染予防のための消毒機器のOEM供給事業などにより、売上高は116百万円（前期比61.6%減）、セグメント利益（営業利益）は36百万円（前期比57.1%減）となりました。

当社前代表取締役である西村浩氏が、当社の経営に参画する前に代表取締役を務めていた伸和工業株式会社の令和3年8月期の法人税法違反により、逮捕・起訴された問題につきまして、当社に関係するすべての皆さまに多大なるご迷惑、ご心配をお掛けいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。2024年9月13日及び9月17日付けで公表いたしましたとおり、速やかに代表取締役の追加選定を行うと共に、西村浩氏も辞任により当社取締役及び代表取締役を退任しており、業務執行上の影響は、最小限にとどめられたと考えております。

本事案につきましては、西村浩氏が当社の経営に参画する以前の話であり、本事案に係る当社と同社との取引は一切なく、業務上も本事案に何ら関係のある立場にありませんでした。しかし、当社は、西村浩氏が本事案に関与したことについては大変遺憾であると考えており、当社のコーポレート・ガバナンスや内部管理体制の健全性を維持するためには、西村浩氏が現時点においても当社の経営に一定の影響をも及ぼし得る主要株主（筆頭株主）として議決権の行使を行うことは、好ましくないと考えております。

そこで、当社といたしましては、主要株主としての西村浩氏との資本関係を切断して同氏の当社経営に対する一切の影響力を排除するため、西村浩氏及び報道によれば大阪地検特捜部が「（同氏が）社長を退いた後も業務を実質的に取り仕切っていたとみている」とされる伸和工業株式会社がそれぞれ保有する当社株式の売却を同氏及び同社に対して継続的に求めていくとともに、西村浩氏が当社の株主として有している議決権について、中立的な第三者である当社の監査等委員会の指名する者に委任するようお願いしております。

当社は今後も引き続き、ガバナンス体制及び内部管理体制の維持・強化に努めてまいります。

## (2) 剰余金の配当等に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつと位置付けており、将来の事業展開と経営成績及び財務状態等を勘案しながら配当を実施することを基本方針としております。しかしながら、2024年8月期の配当につきましては、①当連結会計年度の売上高が著しく減少している他、前連結会計年度及び当連結会計年度において重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから販売用不動産の評価損や本社資産等について多額の減損損失を計上したこと、②当社グループの主要事業である再生可能エネルギー事業における太陽光発電所のセカンダリ販売において、当初予定していた2024年8月期中の売却が間に合わなかったことなどから、

誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、可能な限り早期に復配できるよう努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資の状況

#### ①当連結会計年度中に取得した主要設備

特記すべき事項はありません。

#### ②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

特記すべき事項はありません。

#### ③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当連結会計年度において、再生可能エネルギー事業の土地の一部を売却し、固定資産売却益4百万円を計上しております。

### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、第10回新株予約権の発行及び行使により217百万円の資金調達を行いました。

### (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### (6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## 2. 財産及び損益の状況

区 分	第11期 (2021年8月期)	第12期 (2022年8月期)	第13期 (2023年8月期)	第14期 (当連結会計年度 (2024年8月期))
売上高 (千円)	3,309,524	1,926,617	1,187,284	259,129
経常利益又は経常損失(△) (千円)	168,917	38,367	△269,767	△680,338
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主 に帰属する当期純損失(△) (千円)	35,052	△452,894	△488,081	△742,621
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	2.08	△26.89	△28.98	△42.24
総資産 (千円)	3,763,066	2,932,926	2,140,107	1,550,708
純資産 (千円)	2,473,935	2,020,379	1,531,865	1,016,284
1株当たり純資産額 (円)	146.86	119.95	90.96	54.89

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第12期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第12期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## 3. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジー・スリーファクトリー	10,000千円	100.0%	サステナブル事業
日本グリーン油田開発株式会社	30,000千円	66.7%	サステナブル事業

#### 4. 対処すべき課題

当社グループでは、他社との差別化を図り、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題について積極的に取り組んでまいります。

##### (1) 事業ポートフォリオの拡大について

当社グループの事業の中核である再生可能エネルギー事業分野において、固定価格買取制度（F I T制度）の段階的な見直しに伴う未稼働太陽光発電所案件の減少により、物件価格の高騰が進んでおり、物件の確保や利幅の維持が難しくなる懸念があります。F I T案件の減少に伴い、F I Tを利用しない（Non-F I T）事業モデルの開発が盛んに行われており、その中で、第三者が太陽光発電所を所有することにより初期投資を抑えるP P A（Power Purchase Agreement）モデル等が注目されております。当社グループにおきましても、これまで蓄積した再生可能エネルギー事業のノウハウやネットワークを活用し、新たな発電商材や発電設備導入モデルのビジネス化の検討及び新たなモデルに対応するメンテナンス等のサービス展開について検討を進めております。当社グループを取り巻く事業環境を注視しつつ、収益基盤の強化に向け、エネルギー事業領域における新展開の検討やシーズの探索、さらに、新たな事業領域及び海外での事業展開へ進出するための投資を行い事業ポートフォリオの拡大に努めてまいります。

##### (2) 業務提携や資金調達力、資金調達等の経営戦略について

当社グループの売上・利益の一層の拡大及び経営基盤の安定を図る上で、ビジネスネットワークの構築と拡大及び資金調達力の向上は必要不可欠です。その為にも、当社グループ事業とのシナジーが期待できる優良事業を持つ企業との連携を積極的に推進してまいります。また、当社グループが安定的に成長していく過程において、太陽光発電所等の取得及び新規エネルギー事業及びサステナブル事業における研究開発及び海外での事業展開のために相応の資金が必要であり、今後も資金調達の強化と調達方法の多様化に取り組んでまいります。

##### (3) 人的資産の強化

当社グループは、営業担当、企画担当を中心とする人的資産の強化が必要であると考えております。その為には社内外の人材の活用を行い、かつ、従業員が働きやすい魅力ある職場、環境づくりが重要であると考えております。

#### (4) 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、過去に複数の不適切な会計処理の発生及び売上計上時期の適正性が認められない会計処理が発生した事態を受けて、2022年3月16日付けで公表した再発防止策並びに2022年5月20日付けで公表した改善計画・状況報告書の内容に従って、適切な内部管理体制の構築と運営を進めております。さらに、当社のコンプライアンス及びガバナンス体制を強化するため新たに設置されたコンプライアンス委員会による監視のもと、再発防止策を継続して実施する体制を維持することが必要不可欠であると認識し、役職員が一丸となって取り組んでおります。これらの改善に対する取り組みに、東京証券取引所から一定の評価をされ内部管理体制等に問題があると認められないため、2023年5月20日付にて、特設注意市場銘柄の指定が解除されました。ただし、引き続き、これらの施策を着実に実行すると共に、適正な内部統制の整備及び運用の一層の強化に向けて真摯に取り組み、内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが今後も極めて重要であると考えております。

#### (5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度の売上が259百万円（前期比△78.2%）と著しく減少している他、前連結会計年度及び当連結会計年度において重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上することとなりました。また、前代表取締役の辞任により、計画していた資金調達も中止となったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するべく、当社グループは、以下の対応策を実行することにより、安定的な収益力の向上及び健全な財務基盤を構築に取り組んでおります。

##### 1. 安定的な収益力の向上

###### ① 再生可能エネルギー事業の収益改善（太陽光発電所の売電収入又は物件売却）

当社グループの主力事業である再生可能エネルギー事業は、太陽光発電所の運営による売電収入の他、発電所の仕入及び売却を行ってまいりましたが、改めて各太陽光発電所の発電量、売電収入、維持管理コストを含む収益性を検討し、販売用不動産として売却し事業資金を獲得するものと、固定資産として保有し売電収入を継続的に獲得していくものとの見直しを行っております。

販売用不動産として保有する太陽光発電所は、売却活動を幅広く進めており、譲渡代金、売却時期を見極めて収益性と運転資金の確保をしていきます。一方で、固定資産として保有

する太陽光発電所は、従来の委託管理及び従業員による管理も含めた管理コストの見直し、現状設備のリパワリングも含めた点検をおこない、収益性向上に努めてまいります。

### ② 新規事業の安定的な収益化及び既存事業の収益改善

当社グループの主力事業である再生可能エネルギー事業は、世界的な石油資源に基づくエネルギーからの脱却を念頭に、強いニーズと社会的意義のある事業として、今後も引き続き拡大していく分野であると考えております。一方で、日本国内における太陽光発電事業環境は、国土面積あたり、特に平地面積あたりの太陽光設備容量について、主要国において最大となっており、今後の国内太陽光発電所の新設数は横ばいになる、と考えられています。また、FIT制度の終了に伴い太陽光発電所のセカンダリ販売のマーケットが縮小しており、今後はPPAによる事業者と需要家をつなぐ契約が進んでいく側面もあります。

このような状況の中、当社グループにおいては既存事業の収益性の確保もしくは収益改善として、菜種によるバイオ燃料及び化粧品原材料等の製造・販売事業の効果的な収益基盤の構築を進める他、営農型による安定的な太陽光発電所の確保及び売電収入の獲得を計画しております。また、サステナブル事業における健康食品、基礎化粧品及び一般医療機器の国内外を含めた販路の拡大により、収益改善の検討を引き続き進めてまいります。

さらに、新たな資金調達を前提とし、太陽光発電によるグリーンエネルギーを利用する新規事業の構築も積極的に取り組んでおります。

### ③ 不採算事業の選別

当社グループが推進する事業と事業環境、経営資源の配分、事業進捗等について、手元資金も考慮した検証と見直しを行っており、経営資源の選択と集中を図るため、収益を生み出すまでの事業に至っていないマグネシウム電池事業及び都市鉱山事業について、事業からの撤退を決定しております。

今後も全社的な効率性を高め、事業の選択と集中を進め、当社グループのリソースを効率的に活用していきます。

## 2. 健全な財務基盤の構築

### ① 販売費及び一般管理費の見直しによる経費削減

適切な人員配置、役員構成の見直し及び顧問契約・業務委託契約・その他各種契約の見直し等により、すでに翌事業年度における販売費及び一般管理費について一定規模の経費削減を予定しております。これにより固定費の削減が進み、利益率の改善による営業利益の確保しやすい体質を実現します。

### ② 運転資金の確保

上記記載の販売用不動産として保有する太陽光発電所は、取引規模が一定以上を有しているものもあるため、販売用不動産の売却による資金化は、運転資金の確保に効果があるものと見込んでおります。それと同時に、エクイティファイナンスによる資金調達だけでなく金融機関による調達も含め、幅広い資金調達を検討、協議を進めてまいります。

しかしながら、これらの対応策は、実施途上のものと検討段階のものがある他、新規事業の収益化及び既存事業の収益改善については、時間を要するものと考えられるため、一部の対応策については実現の見通しが得られている状況ではないものがあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

## 5. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 会社の現況

### 1. 株式の状況 (2024年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,348,720株 (自己株式1,020,551株を含む)
- (3) 株主数 11,055名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
西村 浩	2,960,000株	16.15%
オーエスシーエンジニアリング株式会社	890,000	4.86
株式会社SBYデジタルプロダクツ	550,000	3.00
ショーワテック株式会社	479,200	2.61
井村 誉志雄	439,100	2.40
東京短資株式会社	300,000	1.64
株式会社サンライフコーポレーション	300,000	1.64
関 一	291,500	1.59
伸和工業株式会社	281,500	1.54
株式会社エイチ・ティー・エム	250,000	1.36

- (注) 1. 当社は自己株式を1,020,551株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 3. ストック・オプションの行使により、1,488,000株増加しております。

## 2. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2024年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西村 浩	日本グリーン油田開発株式会社 代表取締役
常務取締役	山之内 督宗	管理本部長
取締役	森本 耕司	環境・エネルギー事業部長 株式会社ジー・スリーファクトリー 代表取締役社長
取締役	山元 秀樹	株式会社オーバービュー 代表取締役 株式会社ジェヌインR&D 取締役 カンサイ建装工業株式会社 監査役
取締役	松田 華織	株式会社ジェクシード 社外取締役
取締役	松永 泰裕	合同会社ビズサポート 代表社員 松永泰裕税理士事務所 代表
取締役 (監査等委員)	川崎 修一	当社コンプライアンス担当役員 愛知大学大学院法務研究科 教授 弁護士法人久屋総合法律事務所 代表弁護士 株式会社AVANTIA 社外監査役 株式会社立飛ホールディングス 社外監査役 株式会社SDSホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	横山 友之	横山経営会計事務所 代表 株式会社立飛ストラテジーラボ 非常勤執行役員 光ビジネスフォーム株式会社 社外取締役 一般社団法人立飛教育文化振興会 理事長 一般社団法人オークネット財団 評議員 太洋物産株式会社 社外取締役 TRIBAWL株式会社 社外取締役 株式会社BlueSeed 代表取締役 KAOPA株式会社 社外取締役 株式会社ラックランド 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (常勤監査等委員)	橋本 真樹夫	DHD株式会社 代表取締役 一般社団法人ウィーン国際音楽文化協会 理事 株式会社ラックランド 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役松永泰裕氏及び取締役 (監査等委員) 川崎修一氏、横山友之氏、橋本真樹夫氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 川崎修一氏、横山友之氏は、以下のとおり、財務及び会計、法律知識に関する相当程度の知見を有しております。
- ・川崎修一氏は、弁護士の資格を有しております。

- ・横山友之氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 当事業年度末日後の取締役及び重要な兼職の異動は、以下のとおりであります。
- ・代表取締役西村浩氏は、事業年度末日後の2024年9月17日付けで辞任により、当社取締役及び日本グリーン油田開発株式会社の取締役を退任いたしました。
  - ・取締役環境・エネルギー事業部長森本耕司氏は、事業年度末日後の2024年9月17日付けで辞任により、当社取締役及び株式会社ジー・スリーファクトリー取締役を退任いたしました。
  - ・山之内督宗氏は2024年9月13日付けで当社代表取締役及び株式会社ジー・スリーファクトリーの代表取締役社長に就任し、2024年9月17日付で日本グリーン油田開発株式会社の代表取締役に就任いたしました。
4. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と松永泰裕氏、川崎修一氏、横山友之氏、橋本真樹夫氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、橋本真樹夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害賠償額が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反などの場合には填補の対象としないこととしております。

## (2) 取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年10月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本方針

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員

である取締役を除く)の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成している。

b. 基本報酬（金銭報酬）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映して総合的に決定する。

c. 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

該当事項なし。

d. 非金銭報酬等に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定する。

e. 金銭報酬及び非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

取締役報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種・業態の報酬水準を踏まえ、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とする。

f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬の支給時期等については、決定された報酬額は年俸とし、その支給時期は株主総会において選任された日の翌月から任期満了の月まで、12カ月にわたって定期同額で月額報酬として支給する。一方、非金銭報酬の支給時期等については、取締役会の決定によるものとする。

g. 決定の全部又は一部の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で承認された報酬等の総額の範囲内において、当社の任意組織である指名委員会にて審議した上で決定し、その結果内容について取締役会に通知するものとする。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

a. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第6期定時株主総会決議において、金銭による報酬並びに株式報酬等の金銭でない報酬とを合わせて、年額450,000千円以内(うち、社外取締役75,000千円以内)と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、4名(うち社外取締役は1名)です。

b. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第6期定時株主総会決議において、金銭による報酬並びに株式報酬等の金銭でない報酬とを合わせて、年額150,000千円以内(うち、社外取締役75,000千円以内)と決議しております。

当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち社外取締役は3名)です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) ＜うち社外取締役＞	56,250 (3,900)	56,250 (3,900)	—	—	7 (1)
取締役(監査等委員) ＜うち社外取締役＞	21,090 (21,090)	21,090 (21,090)	—	—	3 (3)
合計 ＜うち社外取締役＞	77,340 (24,990)	77,340 (24,990)	—	—	10 (4)

(注) 上記には、2023年11月27日付開催の第13期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。

④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役松永泰裕氏は、松永泰裕税理士事務所代表及び合同会社ビズサポート代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）川崎修一氏は、弁護士法人久屋総合法律事務所代表弁護士、愛知大学大学院法務研究科教授、株式会社AVANTIA社外監査役、株式会社立飛ホールディングス社外監査役及び株式会社SDSホールディングス社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）横山友之氏は、横山経営会計事務所代表、株式会社立飛ストラテジーラボ非常勤執行役員、光ビジネスフォーム株式会社社外取締役、一般社団法人立飛教育文化振興会理事長、一般社団法人オークネット財団評議員、太洋物産株式会社社外取締役、TRIBAWL株式会社社外取締役、株式会社BlueSeed代表取締役、KAOPA株式会社社外取締役及び株式会社ラックランド社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）橋本真樹夫氏は、DHD株式会社代表取締役、一般社団法人ウィーン国際音楽文化協会理事、及び株式会社ラックランド社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った役割の概要
取締役 松 永 泰 裕	松永泰裕氏は、税理士資格を有する社外取締役として、ガバナンス強化を踏まえた当社の管理・監督及び取締役会における積極的な発言等により、期待された役割を果たしております。 同氏は、当事業年度に開催された取締役会24回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

		出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った役割の概要
取締役 (監査等委員)	川崎修一	<p>川崎修一氏は、弁護士資格を有し、他の上場会社の監査役を務める同氏の専門的知識及び経験は、当社グループのガバナンス強化、再発防止策の実施の管理・監督及び企業価値向上に必要不可欠であり、ガバナンス強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督及び積極的な取締役会における的確な発言等の期待される役割を果たしております。</p> <p>同氏は、当事業年度に開催された取締役会24回のすべてに、また、監査等委員会24回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	横山友之	<p>横山友之氏は、公認会計士資格を有し、他の上場会社の社外取締役を務め、東京証券取引所に上場する法人の第三者委員会の委員を歴任した経験は、当社グループのガバナンス強化、再発防止策の実施の管理・監督及び適確な意思決定の実効性向上に必要不可欠であり、ガバナンス強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督及び積極的な取締役会における的確な発言等の期待される役割を果たしております。</p> <p>同氏は、当事業年度に開催された取締役会24回のすべてに、また、監査等委員会24回のうち23回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	橋本真樹夫	<p>橋本真樹夫氏は、証券会社における長年の経験を有し、常勤監査等委員としてガバナンス強化を踏まえた適確なリスクの把握とモニタリング、当社の管理・監督及び取締役会における積極的な発言等により、期待される役割を果たしております。</p> <p>同氏は、当事業年度に開催された取締役会24回のすべてに、また、監査等委員会24回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>

## 連結貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,402,129</b>	<b>流動負債</b>	<b>108,919</b>
現金及び預金	334,453	買掛金	425
売掛金	24,705	一年内返済予定の長期借入金	22,260
商品	26,304	未払金	6,585
仕掛販売用不動産	2,566	未払法人税等	3,423
販売用不動産	987,230	設備関係未払金	35,950
未収還付法人税等	7	賞与引当金	4,560
未収消費税等	3,239	その他	35,713
その他	24,512	<b>固定負債</b>	<b>425,504</b>
貸倒引当金	△889	長期借入金	31,018
<b>固定資産</b>	<b>148,578</b>	長期設備関係未払金	377,270
<b>有形固定資産</b>	<b>112,495</b>	長期前受収益	5,512
建物	0	資産除去債務	11,630
工具、器具及び備品	0	関係会社事業損失引当金	72
機械装置及び運搬具	79,985	<b>負債合計</b>	<b>534,423</b>
土地	32,510	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>0</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,006,076</b>
その他	0	資本金	1,171,470
<b>投資その他の資産</b>	<b>36,083</b>	資本剰余金	780,731
出資金	100	利益剰余金	△718,609
敷金及び保証金	35,983	自己株式	△227,514
<b>資産合計</b>	<b>1,550,708</b>	<b>新株予約権</b>	<b>335</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>9,871</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,016,284</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>1,550,708</b>

## 連結損益計算書

(2023年9月1日から  
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上		259,129
売	上		543,694
販	費		284,564
営	及		382,253
営	業		666,818
	業		
	外		
	取	31	
	債	30	
	権	167	
	加	24	253
	の		
	費		
	用		
	利	13,773	13,773
	損		680,338
	益		
	利	4,800	
	産	2,149	6,949
	売		
	却		
	益		
	金		
	損	68,079	68,079
	失		
	減		
	損		
	損		
	失		741,469
	税	1,280	1,280
	金		
	等		
	調		
	整		
	前		
	当		
	期		
	純		742,749
	損		
	失		128
	非		
	支		
	配		
	株		
	主		
	に		
	帰		
	属		
	す		
	る		
	当		
	期		
	純		
	損		
	失		742,621
	親		
	会		
	社		
	株		
	主		
	に		
	帰		
	属		
	す		
	る		
	当		
	期		
	純		
	損		
	失		

# 貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,375,859</b>	<b>流動負債</b>	<b>112,795</b>
現金及び預金	265,552	買掛金	425
売掛金	22,987	一年内返済予定の長期借入金	22,260
販売用不動産	987,230	未払金	25,833
前払費用	13,468	設備関係未払金	35,950
一年内回収予定の関係会社長期貸付金	120,000	未払費用	3,796
その他	5,008	未払法人税等	3,093
貸倒引当金	△38,387	預り金	13,598
<b>固定資産</b>	<b>158,035</b>	賞与引当金	4,560
<b>有形固定資産</b>	<b>112,495</b>	その他	3,277
建物	0	<b>固定負債</b>	<b>425,504</b>
工具、器具及び備品	0	長期借入金	31,018
機械装置及び運搬具	79,985	長期設備関係未払金	377,270
土地	32,510	長期前受収益	5,512
<b>無形固定資産</b>	<b>0</b>	資産除去債務	11,630
商標権	0	関係会社事業損失引当金	72
<b>投資その他の資産</b>	<b>45,540</b>	<b>負債合計</b>	<b>538,300</b>
関係会社株式	20,000	<b>(純資産の部)</b>	
出資金	100	株主資本	995,259
関係会社出資金	14,457	資本金	1,171,470
関係会社長期貸付金	150,000	資本剰余金	780,731
敷金及び保証金	10,983	資本準備金	380,718
貸倒引当金	△150,000	その他資本剰余金	400,012
<b>資産合計</b>	<b>1,533,895</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>△729,427</b>
		利益準備金	46,943
		その他利益剰余金	△776,370
		繰越利益剰余金	△776,370
		<b>自己株式</b>	<b>△227,514</b>
		新株予約権	335
		<b>純資産合計</b>	<b>995,595</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>1,533,895</b>

# 損益計算書

(2023年9月1日から  
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	174,286
売上原価	483,722
売上総損失	309,436
販売費及び一般管理費	
役員報酬	77,340
給与手当	65,330
支払手数料	97,524
地代家賃	27,533
租税公課	11,403
その他	88,066
営業損失	367,198
営業外収益	676,634
受取利息	5,384
その他	117
営業外費用	
支払利息	13,773
経常損失	13,773
特別利益	684,905
固定資産売却益	4,800
その他の特別利益	2,149
特別損失	
貸倒引当金繰入額	21,236
減損損失	52,158
税引前当期純損失	73,395
法人税、住民税及び事業税	751,351
	950
当期純損失	950
	752,301

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年10月24日

株式会社ジー・スリーホールディングス  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 山中 康之  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの2023年9月1日から2024年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・スリーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、当連結会計年度の売上高が著しく減少した他、前連結会計年度及び当連結会計年度において重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上した。また、前代表取締役の辞任により、計画していた資金調達も中止となったことから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されて

いる。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年10月24日

株式会社ジー・スリーホールディングス  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂 木 秀 俊  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 山 中 康 之  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの2023年9月1日から2024年8月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、当事業年度の売上高が著しく減少した他、前事業年度及び当事業年度において重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上した。また、前代表取締役の辞任により、計画していた資金調達も中止となったことから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成さ

れており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠した監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、本事業年度における当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月24日

株式会社ジー・スリーホールディングス 監査等委員会

監査等委員 川崎 修一 ㊟

監査等委員 横山 友之 ㊟

常勤監査等委員 橋本 真樹夫 ㊟

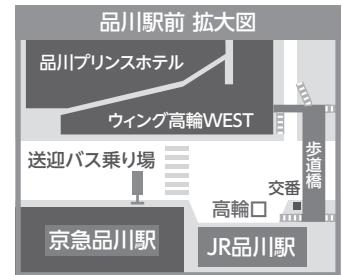
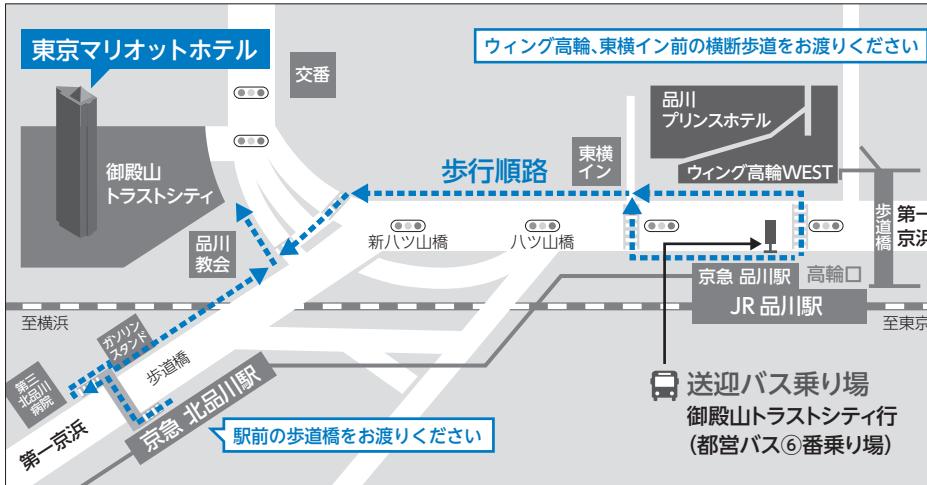
(注) 監査等委員川崎修一、横山友之及び橋本真樹夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区北品川四丁目7番36号  
東京マリオットホテル  
地下1階「アイリス/カメラ」

交通	電車	J R各線・京浜急行線 品川駅（高輪口）より…徒歩10分 高輪口を出て横断歩道を渡り、左にお進みください。 (五反田方面) 新ハツ山橋交差点の横断歩道を渡りホテルまで70m
		京浜急行線 北品川駅より…徒歩3分 改札口すぐの歩道橋を渡り、品川駅方面へお進みください。新ハツ山橋交差点の横断歩道手前を左へホテルまで70m
	バス	J R品川駅高輪口（西口）都営バス⑥番乗り場（無料送迎バス） ※バスは、午前8時～午前10時までの間、約5分から10分間隔で運行されております。 ※バスの乗車場所と降車場所は異なりますので、ご注意願います。



(お願い)

会場周辺の道路は大変混雑することがありますので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。